

会 議 録

会議の名称	第2回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	17年9月20日(火) 19時00分から21時00分まで
開催場所	教育委員会4階会議室
出席者	渡邊会長、内田職務代理、伊藤委員、指田委員、北岡委員、小此木委員、三原委員、穴田委員、事務局 富所課長、井上係長、新井主査、支援業者2名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 西東京市スポーツ振興計画策定について 2. 西東京市スポーツセンター施設条例施行規則の一部を改正する規則について 3. 体育施設使用の事前申請に関する基準の改正について 4. 平成17年度西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金について 5. その他
会議資料の名称	<p>事前配布資料 前回会議録 資料1-1 西東京市スポーツ振興計画策定懇談会名簿 資料1-2 スポーツ振興計画策定委員会委員名簿 資料2 西東京市スポーツ振興計画策定について 資料3 各会議の位置づけおよび計画の位置づけ 資料4 第1章 西東京市のスポーツを取り巻く環境 資料5 第2章 西東京市のスポーツの現況と課題 資料6 西東京市スポーツ振興計画全体構成案 資料7 年間計画案 資料8 西東京市スポーツセンター施設条例施行規則の一部を改正する規則 資料9 西東京市スポーツセンター施設条例施行規則(案) 資料10 西東京市スポーツセンター施設条例施行規則の一部改正新旧対照表 資料11 体育施設使用の事前申請に関する基準(案) 資料12 平成17年度西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金交付決定額計算書 資料13 西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金交付要綱 資料14 西東京市南町スポーツ・文化交流センター施設別使用種目(案)</p>

	当日配布資料 資料9 西東京市スポーツセンター施設条例施行規則（案） 訂正版 資料10 西東京市スポーツセンター施設条例施行規則の一部改 正新旧対照表訂正版 その他 西東京市の基本計画、委員名簿
記録方法	会議内容の要点記録
会 議 内 容	

会長：

只今より第2回スポーツ振興審議会を開催します。

事務局：

議題に入る前に、多摩小平保健所より委員に委嘱されておりました鎮目委員の後任の穴田委員が9月1日付け委嘱されましたので委員の紹介をする。

各委員、職員の紹介をする。

会長

配布資料の確認をお願いしたい。

事務局：

事務局より配布資料の確認をする。資料9、10については、訂正のため差し替え分です。

会長：

その他報告事項があればお受けしたい。

委員：

8月25日生涯学習懇談会に参加通知が1週間前に来たが、既に予定が入っていたので参加できなかったことを報告します。

会長：

にしはらスポーツクラブについても検討委員会から準備会へ、そして設立に向けて運営委員会へ努力している最中であります。

前回の会議録について何か質問がありますか。無ければ、以上の報告、会議録については、承認があったものと取り扱います。

それでは、本日の議題に入ります。

スポーツ振興計画の策定について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局：

スポーツ振興計画の今までの経過と今後の進め方について説明をします。

資料1、2、3、7に基づき説明をさせていただきます。

総合計画の策定については、総合計画の位置づけの中で進めるものです。昨年、スポーツに関する意向調査をしました。

そのようなことで、計画策定の趣旨は、市民の皆様がいつでも、どこでも、いつまでも、スポーツができる環境づくりを進めるよう計画を策定するものがあります。

スポーツ振興計画の位置づけにつきましては、国のスポーツ振興計画、東京都のスポーツビジョンを踏まえ、スポーツ振興審議会から答申をいただきましたスポーツ振興計画の策定についてを尊重する中で、昨年調査しました市民意向調査を基礎資料として作成するものであります。これについては、西東京市の上位計画として基本構想・基本計画・教育計画等がありますが、具体化するものとして作成したいと思っております。期間は、平成18年度を初年度として平成25年の8年間で計画するものであります。基本構想・基本計画と同じ年度にあわせております。計画策定する組織は、中心になるのは、スポーツ振興審議会の意見をお聞きしたいと思っておりますが、以外に庁内の計画策定委員会を設けております。庁内におけるスポーツに関する関係者・実務者であります。下部組織として計画策定懇談会を設立しております。これについては、市民を交えた委員を中心にそれぞれの立場で意見をいただければと考えております。

資料3については、先程説明したものを体系化したものであります。

資料7について、年間の計画表であります。市の暫定予算が長く続いたこともあり具体的に進めたのが、6月議決、7月以降からになりました。振興計画を策定する中で支援していただく支援業者が決まりました。各企業参加する中でのプロポーザルで決定させていただきました。7月から準備を始め策定委員会・策定懇談会を8月半ばに立ち上げました。年間の進め方、全体構成案、現状と課題、行政から提案する中で意見を聞いて進めているところであります。策定委員・懇談会の委員名簿については、別紙配布したとおりであります。進め方については、本日示したことについて意見をいただければと思っております。

今後については、策定委員会・懇談会・審議会を開催する中で計画の骨子案

を10月に出していただき、11月に骨子案の纏めていただき、12月は纏めていく。暫定期間が長かったためある程度スケジュールを圧縮していくこととなります。12月計画案がある程度まとまった段階で市報等に掲載する中で市民等の意見を聞きたいと思っています。期間としては、2週間程度予定しています。その辺の意見を報告しながら審議会の意見を頂きたいと考えております。1月に計画案の素案を作る中で最終的には、審議会の踏まえて最終的に纏め上げるのが2月から3月、成果品を納入していただく予定にしております。

会長：

事務局よりスケジュールについて説明させていただきました。

引き続き、支援業者より説明させていただきます。

支援業者

資料6 全体構成案について、計画の中に盛り込む項目を表示しております。特別に他県・他市と大きな違いはありません。全体的な社会の時代背景、環境、動向。2番目は、地域特性関連計画を整理します。3番目は、西東京市における現状と課題について整理します。データとか、昨年度調査した意向調査を踏まえて整理します。4番目としては、指定管理者制度の導入について、当面の方向性は、議会で決められているとのことですが、8年の計画ですので見直し再検討も含めて何らかのコメントが必要と考えております。5番目として計画全体の方向性について入る前、基本的な理念・目標を整理する必要性があると思います。6番目施策体系とありますが、市全体的に網羅的に整理します。7番目として重点案について市民にメッセージを伝えたいと考えております。8番目として計画推進の方法として計画策定を具体的に推進していくのか、評価していくのか予め考えて作成して行きます。策定委員会で使用している資料4.5について紹介します。

資料4については、西東京市に限ってではなく全国的なスポーツの動向と関係を簡単に整理させていただいた。資料5について、西東京市の現況と課題であります。(詳細省略)。

会長：

それでは、質問意見があれば伺います。

審議会そして策定委員会の位置づけ。審議会については、専門的な立場から意見を言うポイントにおいて頂きたいと思います。

委員：

地域の構成案の中で地域の関連計画の中で、他の部局との関連についてどのように考えているのか。

事務局：

行政内部でもその辺については健康推進課、高齢福祉課、障害福祉課、児童課からも策定委員会、懇談会にも参加していただき細かく意見を延べていただき反映して行きたいと考えております。

会長：

次の議題に入ります。西東京市スポーツセンター施設条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明願いたい。

事務局：

資料10の新旧対照表に基づき説明させていただきます。圏域の多摩5市のスポーツ施設の相互利用、屋内の体育施設で個人利用に限定されたものであります。相互利用の範囲は、圏域の在勤・在住・在学のものを対象として、使用料については、他市民も当該市民の使用料で使用できるものであります。その辺について教育委員会で条例規則の改正するため準備をしているところであります。改正内容については、相互利用の規則改正と文言整理である。8月教育委員会へ提案、9月議決されたならば10月から施行していく予定であります。

会長：

意見があればお受けします。

委員：

4市も10月から施行するのか。

事務局：

市によって条例規則改正するところや何も改正する必要のないところもあり時期についての対応は、相違があります。

今回改正させていただくものについては、来年3月まで一時的なものであります。来年4月条例施行の総合条例の中で相互利用については取り込んでいます。

会長

何か質問がありますか。なければ、提案どおり同意があったことを認めます。次の議題として、体育施設使用の事前申請に関する基準の改正についてに入

ります。

事務局：

体育施設使用の事前申請に関する基準については、新たに南町スポーツ・文化交流センターの完成に伴い基準を整備します。事前申請については、従来は4ヶ月前でありましたが事務会議をする中で3ヶ月前でも対応可能とのことで一部申請方法を改善させていただいております。新施設に限っては、文化団体の使用も可能にしました。文化団体についても事前申請を認めていくこととなります。社交ダンスについては、第1体育室については、提言では、床保護のため年2から3回程度に制限しております。そのため社交ダンスの大会等の使用について新たに条項を設けたものである。交流センターの多目的ホールの事前申請については、連続して5日間の連続使用を認めることとしたこととあります。文化団体についてそれぞれ1年に1回程度認めることとしたものとあります。概要説明については、以上であります。

会長：

原案について質疑・意見があればお受けしたい。

委員：

文化団体については、土日を含めて準備・片づけを含めると1週間程度が良いのではないか。

委員：

文化団体の実態を調査したほうが良い。

事務局：

社交ダンスについては、提言では2から3回になっていますが、3回で決めさせていただいております。

会長：

社交ダンスについては、年3回で承認とします。多目的室については、会長に一任させていただき事務局と調整させていただきます。

次の議題に入ります。平成17年度西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金について、事務局より説明願います。

事務局：

資料12について事務局より予算額40万円、西東京市バドミントン協会、西東京市ソフトボール協会の2団体より申請があったことについて説明します。(内

容については省略)

会長：

只今の説明について質疑があればお受けします。なければ原案通り承認とします。

事務局

資料14 南町スポーツ・文化交流センターについて、活動できる種目、使用できない種目について説明させていただきます。このようなことで市民周知させていただきます。

会長 只今の南町スポーツ・文化交流センターの使用方法については、原案のとおり承認する。

次回の会議は、10月17日(月)午後7時から開催予定。後日通知する。